

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領

制定
3 農 振 第 2 9 2 1 号
令 和 4 年 4 月 1 日
農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和8年4月7日付け 7農振第3126号

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の（1）の地域資源活用価値創出対策の実施については、当該要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要領において「地域資源活用価値創出」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組をいう。
- 2 この要領において「地域資源」とは、農林水産物をはじめ、棚田、森林等の農林地及びその景観、ジビエ、バイオマス並びに間伐材のほか、地域に賦存する農林水産業に関わる多様な地域資源をいう。
- 3 この要領において「地域資源活用・地産地消推進協議会」とは、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、管轄区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て組織する協議会をいう。
なお、地域資源活用・地産地消推進協議会の名称は、実情に応じて別の名称としても差し支えない。また、複数の市町村で地域資源活用・地産地消推進協議会を組織する場合には、当該複数の市町村の区域で4の市町村戦略を策定することができる。
- 4 この要領において「地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に関する戦略」とは、都道府県又は市町村が、別記2-2の別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の（4）に定める（ア）から（ケ）までに掲げる事項を含む6次産業化、農商工連携及び地産地消を含む地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関して策定する戦略をいい、このうち都道府県が策定するものを「都道府県戦略」といい、市町村が策定するものを「市町村戦略」という。
- 5 この要領において「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいう。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。

- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
 - (5) 別記2-1の事業を行う場合においては、都道府県知事が地方農政局長等と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。
 - (6) 別記2-2の事業を行う場合においては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める団体であること。
- 6 この要領において「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共同体をいう。
- (1) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - (2) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
 - (3) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
 - (4) 別記2-1の別表1の事項4の事業を行う場合においては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第7条又は第8条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。
 - (5) 別記2-2の事業を行う場合においては、民間団体等及び特認団体を含む関係者で構成されるものであること。
- 7 この要領において「生産緑地地区」とは、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。
- 8 この要領において「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域をいう。
- 9 この要領において「振興山村」とは、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。
- 10 この要領において「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（※）をいう。
- ※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。
- 11 この要領において「半島振興対策実施地域」とは、半島振興法（昭和60年法律

- 第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。
- 12 この要領において「離島振興対策実施地域」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。
- 13 この要領において「沖縄地域」とは、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄をいう。
- 14 この要領において「奄美群島」とは、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島をいう。
- 15 この要領において「小笠原諸島」とは、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をいう。
- 16 この要領において「特別豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯をいう。
- 17 この要領において「指定棚田地域」とは、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。
- 18 この要領において「中山間地域」とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域をいう。
- 19 この要領において「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域をいう。
- 20 この要領において「漁業集落」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落をいう。
- 21 この要領において「間接交付事業者」とは、交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄のうち間接交付事業者の欄の（1）の事業に該当する間接交付事業者をいう。

第 3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第 4 から第 9 までに定めるほか、表 1 に掲げる事業ごとにそれぞれの別記に定めるものとする。

(表 1)

	事業名	別記
1	地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	別記 1
2 - 1	地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業	別記 2 - 1

2-2 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携サポート事業	別記2-2
2-3 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）	別記2-3
3 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）	別記3
4 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）	別記4
5 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	別記5

第4 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施について、別に定めるところにより本交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第5 未しゅん功工事について

施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第6 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、本交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかの関係を有する会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（1）事業実施主体自身

（2）100パーセント同一の資本に属するグループ企業

（3）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（2）を除く。）

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合
当該調達品の製造原価をもって交付対象経費とする。
 - (2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
 - (3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。
- (注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする

第7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 2 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 3 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を行うこと。
- 4 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 5 人件費の算定等にあつては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。

第8 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

- 1 予算関係書類
 - (1) 事業実施に関する総会等の議事録及び地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）及び地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）において代行施行を選択した場合にあつては代行施行の選択理由

- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施行関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (2) 賃金台帳及び労務者出役簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）
- (5) 実施設計書及び出来高設計書
- (6) その他関係書類

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負等契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）
- (5) 実施設計書及び出来高設計書
- (6) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

- (1) 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型、創出支援型、農泊推進型及び農福連携型）並びに地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型及び農福連携型）にあつては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画等、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類
- (2) 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）にあつては、事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書
- (3) 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）にあつては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの申請書類（費用対効果分析に係る資料など判断の根拠とした資料を含む。）、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第9 電磁的記録による作成・保管、電子情報処理組織による申請等

- 1 この要領に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なもの

は、電磁的記録によることができる。

- 2 事業実施主体は、この要領に基づき事業承認者に対して行う申請、報告及び届出（以下「申請等」という。）については、この要領の各規程の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、この要領に基づき当該申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 3 事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、この要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 4 事業承認者は、2の規定により申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。
- 5 事業実施主体が2の規定によりシステムを使用する方法により申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 4 この要領の施行に伴い、6次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 5 この要領の施行に伴い、地域の食の絆強化推進運動事業実施要領（令和3年3月29日2食産第6780号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
- 6 2から5までの通知によって令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）
 - (2) 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）
 - (3) 農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知）
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）

実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）により令和4年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 4 2の規定による廃止前の通知によって令和4年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって令和5年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって令和6年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって令和6年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。ただし改正後の別記1の第4、第5及び第6、別記4の第9、第10及び第11並びに別記5の第9、第10及び第11の規定は、この通知による改正前から実施している事業についても適用する。

地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）
のうち地域資源活用・地域連携サポート事業

第1 定義

- 1 本事業において「地域資源活用・地域連携事業者」とは、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等をいう。
- 2 本事業において「地域委員会」とは、第2の2に規定する都道府県サポートセンターが組織する学識経験者等を委員とする地域支援検証委員会をいう。
- 3 本事業において「経営改善戦略」とは、付加価値額（経常利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。以下同じ。）を増加させるための経営全体の改善方策、組織運営の改善方策等をいう。
- 4 本事業において「支援対象者」とは、地域資源活用・地域連携事業者のうち地域委員会が経営改善戦略の作成及び実行を支援することについて決定した者をいう。
- 5 本事業において「重点支援対象者」とは、地域委員会がより重点的に支援する必要があると認める支援対象者をいう。
- 6 本事業において「支援対象者等」とは、支援対象者及び重点支援対象者をいう。
- 7 本事業において「中央委員会」とは、第2の1（1）に規定する中央サポートセンターが組織する学識経験者等を委員とする中央支援検証委員会をいう。
- 8 本事業において「中央プランナー」とは、中央委員会において、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関する専門的な知識経験を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- 9 本事業において「エグゼクティブプランナー」とは、中央委員会において、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関する専門的な知識経験が特に豊富で高度な指導能力を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- 10 本事業において「中央プランナー等」とは、中央プランナー及びエグゼクティブプランナーをいう。
- 11 本事業において「地域プランナー」とは、地域委員会において、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関する専門的な知識経験を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- 12 本事業において「地域プランナー等」とは、地域プランナー、中央プランナー及びエグゼクティブプランナーをいう。
- 13 本事業において「地方農政局長等」とは、事業実施地域が所在する都道府県ごとに、以下の者をいう。
 - (1) 北海道 北海道農政事務所長（農林水産 地方創生センターの設置等の取組にあっては、農林水産省農村振興局長）

- (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
- (3) (1) 及び (2) 以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長

第2 事業の内容等

本事業の種類及び内容については、次の定めによるものとする。

なお、事業の実施期間は1年間とし、具体的な事業内容、対象経費、選定要件、事業実施主体、交付率及び助成額は、別表1及び別表2の定めによるものとする。

1 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

(1) 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業

地域資源活用・地域連携都道府県サポートセンター（以下「都道府県サポートセンター」という。）、農商工系支援組織等（農業系支援組織（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事次官依命通知）別記1の農業経営・就農サポート推進事業を実施する組織をいう。）及び商工系支援組織等（以下これらを「都道府県サポートセンター等」という。）を全国的な視点で支援するため、地域資源活用・地域連携中央サポートセンター（以下「中央サポートセンター」という。）を設置し、中央プランナー等の選定・登録及び支援対象者等への派遣等を行う。

(2) 地域資源活用・地域連携促進事業

起業促進プラットフォーム「INACOME（イナカム）」等を通じた農山漁村での起業支援や情報発信等を行う。

また、地域と民間企業等が連携して地域課題を解決する官民共創の仕組みの活用を強化するための取組として、地域と民間企業等をつなぐ中間支援組織の設置、地域課題解決のためのソリューションの収集、収集したソリューションをもとにした具体的な案件形成の促進に向けた伴走支援等を行うとともに、都道府県においては、都道府県を単位とした地域レベルの官民共創拠点である農林水産 地方創生センターの設置等を行うことができるものとする。

(3) 地域の食の絆強化推進運動事業

福祉施設、病院、民間企業の施設、学校その他の施設において提供される給食（以下「施設給食」という。）への地場産農林水産物の利用拡大を推進するためのコーディネーター等の専門的な人材の育成、派遣等を行う。

2 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源活用・地域連携事業体の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援するため、各都道府県に相談窓口となる都道府県サポートセンターを設置し、地域プランナーの選定・登録及び支援対象者等への派遣等を行うとともに、都道府県戦略及び市町村戦略の策定や地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む人材の育成等を行う。

第3 成果目標と目標年度

1 成果目標

本事業における成果目標は、次の定めによるものとする。

(1) 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

ア 中央サポートセンター運営事業

中央プランナー等の派遣件数や中央プランナー等の支援により経営改善戦略を策定した支援対象者数等の人数等、事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。

イ 地域資源活用・地域連携促進事業

別表1の事項1の(2)の具体的な事業内容に記載の取組に対し、それぞれ定量的な目標を設定すること。

ウ 地域の食の絆強化推進運動事業

コーディネーター育成研修会参加者の満足度やコーディネーター派遣地区数等、事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。

(2) 都道府県サポート事業

ア 別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の(1)から(3)までの取組を実施する場合

支援対象者等の人数(新規及び継続)、支援対象者等に対する地域プランナー等の派遣回数及び付加価値額を増加させる支援対象者等の割合を設定すること。

イ 別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の(4)の取組を実施する場合

地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に係る実施方針や活用する地域資源等を定めた都道府県戦略及び市町村戦略を策定すること。

ウ 別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の(5)の取組を実施する場合

人材育成研修会の開催回数や研修の効果等、事業内容に応じて定量的な目標を設定すること。

2 目標年度

本事業における目標年度は、原則、事業実施年度とする。

第4 事業の採択基準等

1 事業の採択基準

別表2の選定要件に掲げる基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体の財務状況について、安定した事業運営が可能であると認められること。

- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (6) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）並びに同法第 8 条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示及び農林水産省大臣官房広報評価課長が定めた対応要領に従って取り扱うこと。
- なお、事業が円滑に実施できるよう、翌年度の事業実施主体が当該情報の利用を求める場合には、本人に通知し、同意を得た上で提供すること。
- (8) 本事業を実施することにより発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）は、補助事業者に帰属するが、当該特許権等の帰属に関し補助事業者は、次の条件を遵守するものとする。ただし、国は、補助事業者の許諾を得ることなく、提出された著作物等を成果の普及等のために利用し、又は第三者に利用させることができることとする。なお、補助事業者と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、当該受託事業の開始前に、両方で協議・調整を行うこと。
- ア 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- イ 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等は無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- ウ 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、そのことに正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- エ 本事業期間中及び本事業終了後 3 年間に於いて、補助事業者は、当該特許権等を国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は第三者にその利用を許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

2 事業実施に当たっての留意事項

(1) 中央サポートセンター運営事業を実施する場合

- ア 事業実施主体は、支援対象者等による経営改善戦略の作成・実行に当たり、都道府県サポートセンター等が行う支援に十分対処できるよう、国、都道府県、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、支援対象事業活動支援団体（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成 24 年法律第 83 号。以下「機構法」という。）第 21 条第 1 項第 2 号に規定する支援対象事業活動支援団体

をいう。以下同じ。) 、株式会社日本政策金融公庫、デジタル技術の活用に関する民間団体等との連携を図るものとする。

イ 特定の農林漁業者等や企業、団体のみ利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体(その委託先を含む。)及び中央プランナー等は、本事業の実施に当たり、事業実施期間中において支援を行った支援対象者等から中央プランナー等の派遣に要する費用を受領することはできないものとする。

ウ 中央プランナー等は、事業期間に関わらず、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

エ 事業実施主体の経理について、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

オ 事業実施主体が中央委員会を組織する場合には、中央プランナー等の業務内容、旅費、謝金等に関する規約を定めること。

カ 本事業による支援期間は、同一の事業者及び取組に対して1年を単位とし、原則2回まで受けられるものとする。

キ 事業実施主体は、支援対象者等の選定に当たって、以下に該当する者を優先的に選定するものとする。

(ア) 当該年度に地域資源活用価値創出推進事業(創出支援型)のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業による取組を実施する者

(イ) 当該年度に地域資源活用価値創出整備事業(産業支援型)による取組を実施する者

(ウ) 過年度に都道府県サポートセンターが開催した人材育成研修会に参加した者

(エ) 取組を実施する地域が所在する都道府県又は市町村が策定する「地産地消促進計画」に基づき、年間販売額を1億円以上とする目標を設定する直売所を運営する者

ク 事業実施主体は、エグゼクティブプランナーの派遣に当たって、都道府県サポートセンター等と共同で支援シートを別紙様式第6号により作成すること。

支援シートの作成に当たっては、都道府県サポートセンター等から支援対象者等に係る財務諸表等の支援に必要な資料の提供を受けるとともに、支援対象者等が地域資源を活用した地域の農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等である場合には、国がフォローアップ(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律関係

事務処理要領（平成 26 年 6 月 20 付け 26 食産第 1301 号食料産業局産業連携課長通知）第 1 章第 4 の 3 のフォローアップをいう。以下（４）において同じ。）において作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受けるものとする。

ケ 事業実施主体は、中央プランナー等の評価を行うため、派遣の度毎に支援報告シートを別紙様式第 7 号により作成するとともに、派遣依頼をした都道府県サポートセンター等を対象に中央プランナー等の活動実績やその評価等について調査を行い、その結果に基づき活動情報を別紙様式第 8 号及び別紙様式第 9 号により整理すること。

コ 事業実施主体は、支援シート及び支援報告シートに記載された個人情報及び支援対象者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」という。）の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、都道府県サポートセンター等と共有するものとする。

サ 事業実施主体は、中央プランナー等の派遣を受けた支援対象者等の経営状況について、支援実施年度から当該支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年、当該支援を依頼した都道府県サポートセンター等と共同で調査を行い、別紙様式第 11 号に取りまとめること。

シ 事業実施主体は、支援活動を円滑に行うことができるよう、ク、ケ及びサで作成する支援シート、支援状況、中央プランナー等の評価及び派遣後の経営改善状況について、翌年度の事業実施主体が当該情報の利用を求める場合には、本人に通知し、同意を得た上で提供すること。

（２）地域資源活用・地域連携促進事業のうち、別表 1 の事項 1 の（２）の具体的な事業内容の欄の（１）の取組を実施する場合

事業実施主体は、国が貸与する起業促進プラットフォーム「INACOME（イナカム）」等を活用して事業を行うこととする。

（３）地域資源活用・地域連携促進事業のうち、別表 1 の事項 1 の（２）の具体的な事業内容の欄の（２）アの取組を実施する場合

事業実施主体は、中間支援組織の公募及び選定にあたり、特定の地域における課題認識や地場の企業とのつながりを有する地域金融機関等の企業へ積極的に周知し、農村振興局長の承認を得た公募要領及び審査要領を新たに定めるとともに、補助金の交付については、国の様式等に準じて必要事項を規定した交付要綱を定めるものとする。

（４）地域の食の絆強化推進運動事業を実施する場合

ア 事業実施主体は、地方農政局等及び都道府県と研修会の開催内容等について情報を共有し、連携を図るものとする。

イ 特定の地域や団体のみの利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体及びコーディネーター等は、本事業の実施に当たり、事業実施期

間中において支援を行った支援対象者等からコーディネーター等の派遣に要する費用を受領することはできないものとする。

(5) 都道府県サポート事業のうち、別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の(1)から(3)までの取組を実施する場合

ア 事業実施主体は、支援対象者等の経営改善戦略の策定及び実行支援を事業年度内に実施すること。また、支援にあたっては、中央サポートセンターや他の支援機関等と適切な連携を図るものとする。

イ 事業実施主体は、支援活動を円滑に行うことができるよう、支援シート、支援記録及び地域プランナーの評価について、翌年度に本事業を実施する者が当該情報の利用を求める場合には、本人に通知し、同意を得たうえで提供すること。

ウ 事業実施主体の経理について、複数の者によるチェック体制が確立されていること。

エ 都道府県サポートセンターは、相談窓口での活動内容を記録（以下「支援記録」という。）すること。なお、様式は任意とする。

オ 地域委員会は、地域プランナーの業務内容、旅費、謝金等に関する規約を定めること。

カ 地域委員会は、支援対象者等を選定するに当たり、市町村や商工会等の関係する機関へ周知する等、より多くの支援対象者等を選定する観点から、地域内の多様な事業者等に支援対象者等の選定方法等の情報を提供すること。

キ 支援対象者等は、経営改善の程度を示す目標として、支援実施年度から目標年度までの経営全体の付加価値額の伸び率を定量的な目標として自ら設定すること。

なお、目標年度は支援実施年度の3年後から5年後までの年度において、自ら設定すること。

ク 支援対象者等は、目標年度までの経営改善の程度を示す目標を掲げるとともに、支援実施年度の翌年度から自ら定めた目標年度までの間、毎年度の決算から3か月以内に、事業実施主体による経営改善状況調査に協力することについて、あらかじめ同意が得られる者とする。

ケ 支援対象者等の支援期間は、同一の事業者及び取組に対して1年を単位として原則2回まで支援を受けられるものとする。

コ 事業実施主体は、支援対象者等の選定にあたって以下に該当する者について優先的に選定する。

(ア) 当該年度に地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業による取組を実施する者

(イ) 当該年度に地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）による取組を実施する者

(ウ) 過年度に都道府県サポートセンターが開催した人材育成研修会に参加し

た者

(エ) 取組を実施する地域が所在する都道府県又は市町村が策定する「地産地消促進計画」に基づき、年間販売額を1億円以上とする目標を設定する直売所を運営する者

サ 特定の農林漁業者等や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体（その委託先を含む。）及び地域プランナーは、本事業の実施に当たり、事業実施期間中において支援を行った支援対象者等から地域プランナーの派遣に要する費用を受領してはならない。

シ 地域プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間に関わらず決して第三者に漏らしてはならない。また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

ス 地域委員会は、支援対象者等に対する地域プランナー等の派遣による経営改善に向けた支援の効果を検証するとともに、支援対象者等の経営改善状況等を踏まえ、PDCAサイクルを活用した経営改善戦略の実行及び管理が図られているか点検・評価を行い、必要に応じて経営改善戦略の見直しについて提言を行うこと。

なお、地域委員会が支援の効果発現に資するために必要と判断した場合は、支援関係者を地域支援検証委員として地域委員会に招集できるものとする。

セ 都道府県サポートセンターは、支援対象者等に係る支援シートを別紙様式第6号により作成すること。

支援シートは、原則として別紙様式第6号を使用するものとするが、当該様式と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えない。

支援シートの作成に当たっては、支援対象者等から財務諸表等支援に必要な資料の提供を受けるとともに、支援対象者等が六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であった場合は、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受けるとする。

なお、事業実施主体が中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、支援記録又は支援シートに記載された営業秘密の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。

ソ 地域委員会は、支援シートに基づき当該地域プランナーの活動の実績を整理し、その評価を別紙様式第8号により行い、次年度以降の地域プランナーの選定に活用すること。

タ 事業実施主体は、地域プランナー等の支援を受けた支援対象者等に対し

て、支援実施年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年、経営改善戦略の実行状況等を含む経営改善状況の調査を別紙様式第 11 号により行うとともに、地域委員会において当該調査結果の評価を行い、その内容を支援シートに記録すること。

(6) 都道府県サポート事業のうち、別表 1 の事項 2 の具体的な事業内容の欄の (1) から (3) までの取組と併せて、(4) 及び (5) の取組を実施する場合

ア 別表 1 の事項 2 の具体的な事業内容の欄の (4) の取組を実施する場合

(ア) 都道府県が組織する地域資源活用・地産地消推進協議会の構成員として、財務局、経済産業局及び地方運輸局並びに当該都道府県の区域を営業範囲とする支援対象事業活動支援団体の参加を求めること。

(イ) 当該協議会の開催に当たっては、農林水産業に従事する事業者、学校給食関係者、病院・福祉施設関係者、直売所関係者、観光事業者、食品産業事業者及び大学・介護施設等の多様な事業分野の事業者の参加を得て、地域の実情に応じた農山漁村の地域資源を活用したビジネスモデルの創出等に向けた取組方針等の検討を行うこと。

イ 別表 1 の事項 2 の具体的な事業内容の欄の (4) 及び (5) の取組を実施する場合

(ア) 事業実施主体は、市町村が計画する取組に対して、適当と認める場合には、当該取組に係る経費を交付対象経費として支援できるものとする。

なお、市町村が都道府県サポート事業と同様の取組について実施を希望する場合は、別紙様式第 4 号に準じて事業実施計画を策定し、別紙様式第 12 号により都道府県知事へ提出し、その内容について協議するものとする。都道府県知事は、その協議内容を審査し、適当であると認める場合には承認し、その内容を踏まえ、第 5 の 2 に定める事業実施計画を策定するものとする。

(イ) 第 5 の 2 の事業実施計画の策定（当初計画に限る。）に当たっては、別表 1 の事項 2 の具体的な事業内容の欄の (4) 及び (5) の事業費の合計額が、事項 2 の具体的な事業内容の欄の (1) から (5) までの事業費の合計額の $1/5$ 以下とすること。

なお、事項 2 の具体的な事業内容の欄の (4) 又は (5) の取組を複数の地方公共団体が実施する場合にあっては、事項 2 の具体的な事業内容の欄の (4) 及び (5) の事業費の合計額が、事項 2 の具体的な事業内容の欄の (1) から (5) までの事業費の合計額の $1/4$ 以下とすることができるものとする。

3 特認団体の申請

特認団体の申請をする団体は、事業実施計画を提出する際、別紙様式第 13 号を併せて農村振興局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第5 事業の実施手続等

1 事業の公募等

- (1) 第2の1の事業（農林水産 地方創生センターの設置等の取組を除く。）については、農村振興局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。
- (2) 第2の2の事業については、都道府県から提出された事業実施計画案について、第7に基づき予算を配分する。

2 事業実施計画の申請

- (1) 第2の1の事業（農林水産 地方創生センターの設置等の取組を除く。）を実施する場合にあつては、事業実施主体は、1の選定を受けてから1月以内に、次のアからウに掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を策定し、農村振興局長に提出するものとする。

ア 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業 別紙様式第1号

イ 地域資源活用・地域連携促進事業 別紙様式第2-1号

ウ 地域の食の絆強化推進運動事業 別紙様式第3号

- (2) 第2の1(2)の事業のうち農林水産 地方創生センターの設置等の取組及び第2の2の事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、次に掲げる事業ごとにそれぞれ定める様式により事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、第2の2の事業において、当該事業の実施地域が北海道に所在し、かつ、交付等要綱第5の1に基づき本事業を含む複数の事業を実施する場合にあつては、北海道知事は、当該事業実施計画を農村振興局長に提出するものとする。なお、交付等要綱別表2に定める地域資源活用価値創出対策（創出支援型）及び産業支援型のみを併せて実施する場合は、この限りではない。

ア 第2の1(2)の事業のうち農林水産 地方創生センターの設置等の取組
別紙様式第2-2号

イ 第2の2の事業 別紙様式第4号

- (3) 事業実施主体は、別紙様式第1号から別紙様式第4号までの別添の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画に添付して農村振興局長又は地方農政局長等へ提出するものとする。

また、実績報告の際は、別添「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを交付等要綱第21の実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添付して農村振興局長又は地方農政局長等に提出するものとする。

なお、GAP 認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで前項の手続きを省略することができる。対象となる GAP 認証は、以下のとおりとする。

ア JGAP（農産・畜産）

イ ASIAGAP

ウ GLOBALG. A. P.

エ 国際水準 GAP ガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県 GAP（ただし、農産のみ。）

（参考）

対象となる都道府県 GAP は、下記の農林水産省のウェブサイトに掲載しているので、参考とされたい。

○国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

- (4) 農村振興局長及び地方農政局長等（以下「事業承認者」という。）は、(1) 及び(2)により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、この要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。
- (5) 事業承認者（農村振興局長を除く。）は、(4)により承認した事業実施計画について、別紙様式第5号により農村振興局長に報告するものとする。
- (6) 3に定める事業実施計画の重要な変更については、(1)から(5)までの規定を準用する。この場合において、(1)の規定中「1の選定を受けてから一月以内に」とあるのは「事業実施計画を変更するときは」と、(1)及び(2)の規定中「事業実施主体は、」とあるのは「事業実施主体は、事業実施計画を変更するときは」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

- (1) 事業に要する経費の3割を超える増減
- (2) 事業の内容の追加又は削除
- (3) 事業目的の変更
- (4) 4により委託する事業の新設又は内容の変更
- (5) 国庫補助金の増
- (6) 第2の1の(1)及び(3)の事業を実施する場合にあっては、別表1の具体的な事業内容の欄の(1)から(3)までの各事業に要する経費の3割を超える増減
- (7) 第2の1の(2)の事業を実施する場合にあっては、別表1の具体的な事業内容の欄のアからウまでの各事業に要する経費の3割を超える増減
- (8) 第2の2の事業を実施する場合にあっては、別表1の具体的な事業内容の欄に掲げる(1)から(5)までの各事業に要する経費の3割を超える増減

4 事業の委託

(1) 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、第2の1の各事業（第2の1の(2)のうち官民共創の仕組みの活用を強化するための取組を除く。）を委託して行わせる場合、それぞれの事業において事業費の2分の1を超えないこと。また、第2の2の事業のうち、都道府県戦略及び市町村戦略の策定に係るものについては、委託により実施してはならない。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は相見積りのうち最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その理由を明らかにした理由書を事業承認者に提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する事業の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した事業が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第6 助成

交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表1のとおりとする。

なお、賃金等の人件費の算定は、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第7 配分基準

第2の2の事業については、各都道府県が作成した事業実施計画案に記載された取組等に対して1の評価項目ごとに定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、2に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ予算を配分する。

1 評価項目ごとの配点基準及びポイント

各都道府県の取組に対して付与するポイントは、次の表によるものとする。

評価項目及び配点基準	ポイント
①多様な関係者が参画して地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進するための地域資源活用・地産地消推進協議会が設置されているか。 ・設置されている。 ・整備されていない。	1 0

<p>②地域における地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組を総合的かつ計画的に推進するための都道府県戦略を策定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定済 ・ 未策定 	<p>1 0</p>
<p>③都道府県戦略を策定している場合、当該戦略に記載された目標を達成しているか。（具体的な数値目標について、直近の状況で判断する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標を達成している。（達成率 100%） ・ 目標を概ね達成している。（達成率 80%以上 100%未満） ・ 目標を達成していない。（達成率 80%未満） 	<p>2 1 0</p>
<p>④直近3年間で地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む人材の育成に取り組んでいるか。（国の補助事業の活用は問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組んでいる。 ・ 取り組んでいない。 	<p>2 0</p>
<p>⑤人材育成の取組を実施している場合、人材育成に係る目標を達成しているか。（具体的な数値目標について、直近の状況で判断する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標を達成している。（達成率 100%） ・ 目標を概ね達成している。（達成率 80%以上 100%未満） ・ 目標を達成していない。（達成率 80%未満） 	<p>2 1 0</p>
<p>⑥地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者を支援するための支援体制（都道府県サポートセンターや都道府県独自の支援体制など）が整備されており、多様な事業者と連携した価値創出の取組に対する支援事例があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制が整備されている。あわせて、多様な事業者と連携した価値創出の取組の支援事例がある。 ・ 体制が整備されている。ただし、多様な事業者と連携した価値創出の取組の支援事例はない。 ・ 体制が整備されていない。 	<p>2 1 0</p>
<p>⑦前年度に都道府県サポートセンターを設置している場合、以下の成果目標を達成しているか（実績値の集計前である場合は見込みによる。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者等の人数の目標を達成している。（達成率 100%） ・ 地域プランナー等の派遣回数目標を達成している。（達成率 100%） 	<p>2 2</p>

⑧都道府県サポートセンターのサポート活動により、支援対象者等の経営改善が図られているか。 ・支援対象者等の8割以上が、直近会計年度とその前年度を比較して経営全体の付加価値額が増加している。 ・支援対象者等の5割以上が、直近会計年度とその前年度を比較して経営全体の付加価値額が増加している。	3 2
⑨都道府県サポートセンターの開設時期 ・申請の前年度の4月15日までに開設している。	1
⑩地域資源活用・地域連携事業者や市町村、商工会等の関係する機関に対して、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の推進に資する情報を提供しているか。 ・地域資源活用・地産地消推進協議会や人材育成研修会の場において、国の支援制度や参考となる全国各地の取組事例、都道府県及び中央サポートセンターと連携した支援情報を提供した。	1

2 前年度の事業実績等に応じた配分

予算額の5割に相当する額を、各都道府県の配分年度の事業実施に要する額（以下「要望額」という。）の比率に基づき按分し、配分額を算定するものとする。なお、要望額は、次により算定するものとする。

(1) 配分年度の前年度に事業実績がある場合

次式により算定される額又は各都道府県の要望調査の額（以下「実要望額」という。）のいずれか低い額を要望額とするものとする。

なお、前年度（実績値の集計前である場合には見込みによる。）の事業実績が計画目標値を下回り、未達成となった場合は、支援対象者等の増加に係る補正は行わないものとする。

$$\begin{aligned} & \text{配分年度の前年度の都道府県への配分額} \times \text{予算額の増減率（注1）} \\ & \times \text{支援対象者の増減率に応じて定めた率（注2）} \end{aligned}$$

注1：配分年度の予算額を配分年度の前年度の予算額で除して算定する。

注2：配分年度の事業実施計画に記載された支援対象者等の数に係る目標値を、配分年度の前年度の本事業の実績報告書に記載された支援対象者等の年度実績（実績値の集計前である場合には見込みによる。）で除して算定された支援対象者の増減率に応じて定めた率とする。

支援対象者等の増減率	乗 率
80%未満	80%
80%以上 100%未満	90%
100%	100%

100%より大きく 120%未満	110%
120%以上	120%

(2) 配分年度の前年度に事業実績がない場合

配分年度の前年度における本事業に係る予算の配分額における支援対象者等の人数当たりの平均額（注3）に、当該年度計画の支援対象者等の計画人数を乗じた額又は実要望額のいずれか低い額を要望額とするものとする。

注3：全ての都道府県の配分年度の前年度における本事業に係る予算の配分額を、全ての都道府県の当該年度の支援対象者等の数（実績値の集計前である場合には見込みによる。）で除して算定する。

(3) 前々年度の不用額の配分額への反映

都道府県に配分した予算の効率的な執行を図るため、前々年度の不用額の発生率（注4）に応じて定めた率を（1）又は（2）の要望額に乗じて算出した額を要望額とする。

前々年度不用額率	乗 率
5%未満	100%
5%以上 20%未満	95%
20%以上 40%未満	90%
40%以上	80%

注4：配分年度の前々年度における各都道府県の不用額を、当該年度の各都道府県の割当額で除して算定された前々年度の不用額率に応じて定めた率とする。

3 2により付与したポイントに応じた配分

予算額から2により配分する額を控除した額を上限に、1により付与したポイント数に基づき、配分額を算定するものとする。

第8 事業の状況報告

- 1 事業承認者は、事業実施主体に対し、必要に応じ、事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施状況について、事業承認者に随時報告するほか、1の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

第9 事業成果の評価等の報告

- 1 事業の実施を踏まえた課題、改善方策及び評価結果等の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から各事業の成果目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら点検及び評価を行った上で事業実施状況報告書を別紙様式第14号により作成し、翌年度の6月末までに事業承認者に提出するものとする。

なお、事業承認者（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から事業実施状

況報告書の提出を受けた場合には、速やかに別紙様式第5号により農村振興局長に報告するものとする。

2 地域プランナー等の登録状況及び派遣実績の報告

別表1の事項1の(1)及び事項2の事業を実施した場合にあっては、事業実施主体は、地域プランナー等の登録状況及び派遣実績に関する報告書について、別紙様式第8号から別紙様式第10号までにより作成し、事業実施年度の10月10日及び事業実施翌年度の4月10日までに事業承認者に提出するものとし、事業承認者（農村振興局長を除く。）は、事業実施翌年度の4月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

3 地域プランナー等の派遣を受けた支援対象者等の経営改善状況の報告

別表1の事項1の(1)及び事項2の事業を実施した場合にあっては、事業実施主体は、地域プランナー等の派遣を受けた支援対象者等の経営改善状況について調査（以下「経営改善状況調査」という。以下同じ。）を行い、支援実施年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年その結果を別紙様式第15号に取りまとめた上で、調査対象事業年度の翌年度の10月末までに、事業承認者に報告するものとする。

また、過年度事業における経営改善状況調査について、別紙様式第15号にまとめて報告することができるものとする。

ただし、複数回支援を受けた支援対象者等の報告は、報告時点で有効な支援計画に対する報告とし、それ以前の報告を省略することができる。また、都道府県サポートセンターからの依頼又は要請により、中央プランナー等の派遣を受けた支援対象者等の経営改善状況調査及び報告については、都道府県サポートセンターから報告するものとする。

なお、事業承認者（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から経営改善状況調査の結果報告を取りまとめた上で、別紙様式第5号により、報告を受けた年度の11月末までに農村振興局長に報告するものとする。

4 推進指導等

第8及び1から3までにより事業実施主体から報告を受けた事業承認者は、成果目標の進捗状況等の内容の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、事業実施主体を指導するものとする。

この場合において、事業承認者（農村振興局長を除く。）は当該指導の内容を点検した年度の12月末までに、別紙様式第5号により農村振興局長に報告するものとする。

第10 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策との連携に努めるものとする。

別表 1

事項	具体的な事業内容	対象経費
<p>1 地域資源活用・地域連携中央サポート事業</p> <p>(1) 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業</p>	<p>都道府県サポートセンター等を全国的な視点でサポートするため、中央サポートセンターを設置し、(1)から(3)までの取組を実施する。</p> <p>(1) 中央委員会の設置・運営等</p> <p>中央委員会を設置・開催し、次の取組を実施する。</p> <p>ア 中央プランナー等の選定</p> <p>(ア) 中央プランナー等による活動支援に係る方針の検討・作成</p> <p>(イ) (ア)で作成した活動方針を踏まえた中央プランナー等の選定等</p> <p>次の①から④までの基準に従い、公募により選定する。</p> <p>① 地域資源活用・地域連携事業者が直面することが多いと考えられる新商品企画、広告・宣伝、ブランディング、知的財産、人材育成等の課題の解決に資する専門的な知識経験を有する者であること。</p> <p>② 中央プランナーは専門分野別に選定すること。</p> <p>③ エグゼクティブプランナーは、原則として中央プランナー及び地域プランナーの経験者の中から、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に係る指導実績等を評価の上、選定すること。</p> <p>④ エグゼクティブプランナーは、中央プランナー及び地域プランナーと併任できないこと。</p> <p>イ サポート活動の品質向上に資する取組</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>ア 中央委員会の開催に係る委員謝金・旅費、資料印刷費、管理運営員手当・旅費、研修会開催に係る費用（講師謝金、旅費、会場使用料等）、モデル的な取組の分析・検証等に係る費用（情報収集・分析・検証・ノウハウの取りまとめに係る手当・旅費、消耗品費、印刷製本費、情報発信・広報に係るウェブサイト構築・運用に必要な手当、実施案内作成費、通信機器費、通信運搬費、使用料及び賃貸料等）等</p> <p>イ 人材活動支援バンクの設置・運営に係るウェブサイト構築・運用に必要な手当、実施案内作成費、通信機器費、通信運搬費、資料印刷費、管理運営員手当・旅費等</p> <p>ウ サポート活動に係る中央プランナー等の派遣に要する謝金、旅費、管理運営員</p>

	<p>(ア) 中央プランナー及び地域プランナーを対象とした、経営や組織運営の改善方策の作成及び実行に向けた指導内容の品質確保に向けた研修会の実施</p> <p>(イ) 企画推進員（別表 1 の事項 2 の具体的な事業内容の欄の（1）の取組により都道府県サポートセンターが定める企画推進員をいう。）を対象とした、各支援施策の紹介や六次産業化・地産地消法第 5 条第 1 項に規定する総合化事業計画の作成指導等の研修会等の実施</p> <p>ウ 中央プランナー等の派遣の効果検証等 中央プランナー等の派遣活動の内容・効果について評価・検証し、必要に応じて中央プランナー等に対する指導を実施</p> <p>エ 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組の分析・検証、情報発信等</p> <p>(ア) エグゼクティブプランナーによる支援事例などモデル的な事例について情報収集し、横展開に向けた課題等を分析・検証する。</p> <p>(イ) (ア) の結果を整理し、横展開のためのノウハウを取りまとめる。</p> <p>(ウ) (イ) で得られた知見を整理し、全国に情報発信を行う。</p> <p>(2) 地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営等 (1) で選定した中央プランナー等を登録する地域資源活用・地域連携支援人材バンクの設置・運営、中央プランナー等を紹介するウェブサイトの作成及び都道府県サポートセンター等の責任者等による連絡会議の開催等を実施する。</p> <p>(3) 都道府県サポートセンター等に対するサポート活動 支援対象者等に対し、中央プランナー等の派遣等のサポート活動を実施する。</p>	<p>の手当・旅費 等</p>
--	---	-----------------

	<p>ア 都道府県サポートセンターに対するサポート活動</p> <p>高い専門性が必要であるために都道府県サポートセンターでは対応が困難な取組について中央プランナー等を派遣し、都道府県サポートセンターと連携した支援を行う。</p> <p>また、都道府県サポートセンターから、重点支援案件として支援の依頼があり、当該支援について中央委員会が必要と認めた場合は、エグゼクティブプランナーを派遣し、都道府県サポートセンターと連携した支援を行う。</p> <p>イ 他の支援機関等に対するサポート活動</p> <p>都道府県、株式会社日本政策金融公庫等の支援機関や地域資源活用・地域連携促進事業において実施するビジネスコンテスト及びディスカバー農山漁村の宝等の受賞者から、中央プランナー等の派遣依頼があり、当該支援について中央委員会が必要と認めた場合には、支援機関等と連携した支援を行う。</p>	
<p>(2) 地域資源活用・地域連携促進事業</p>	<p>農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 起業促進プラットフォームを活用したビジネス創出支援</p> <p>農山漁村において地域資源を活用した多様なビジネスの創出を促進するため、起業促進プラットフォーム「INACOME (イナカム)」を基盤とした次の取組を実施する。なお、アからウまでの取組は一体的に実施すること。</p> <p>ア 地域課題の解決を望む地方公共団体や地域の団体等と、地域内外の多様な事業分野の事業者とのマッチングの実施及びフォローアップ等の地域支援の取組</p>	<p>(1) 交付対象経費は次のとおりとする。</p> <p>なお、(2)の事業においては、実施主体が中間支援組織に対して交付する補助金についても同様とする。</p> <p>ア ビジネスコンテスト、マッチングイベント、セミナー、フォローアップ、情報発信、中間支援組織、農林水産 地方創生センター等に係る謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、人件費、会場借料、メ</p>

	<p>イ 地域資源を活用するビジネスを対象としたビジネスコンテストの開催およびフォローアップの取組</p> <p>ウ 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を更に促進し、起業の促進に資するセミナーの開催及び情報発信等の取組並びに Web プラットフォームの運用管理・保守</p> <p>(2) 官民共創の仕組みを活用した地域課題解決支援</p> <p>地域と民間企業等が連携して地域課題を解決する官民共創の仕組みの活用を強化するため、次の取組を実施する。</p> <p>ア 地域と民間企業等をつなぎ、官民共創の取組を促進するための機動的な機能を持つ中間支援組織を設置し、その企画・運営・とりまとめ及びこれらに対する補助金の交付とこれに伴う管理を行う取組</p> <p>イ 民間企業等が有する地域課題解決のためのソリューションを収集し、地域課題の解決を望む地方公共団体や地域の団体等に対する情報発信を行う取組</p> <p>ウ 地域及び民間企業等双方のヒアリング等を通じ、上記イで収集したソリューションによって地域課題を解決する具体的な案件形成を促進するための伴走支援を行う取組</p> <p>エ 農林水産業を核とした地方創生について具体的にテーマを設けるなど地域の課題に即して、国や地域金融機関等と連携しながら、都道府県を単位とした地域レベルの官民共創拠点である農林水産 地方創生センターを設置し、その企画・運営・とりまとめを行う取組</p>	<p>ディア掲載費 等</p> <p>イ Web プラットフォームの運用・管理・充実化に係るサイト運営費、通信機器費、通信運搬費、人件費 等</p> <p>ウ 効果測定に係る集計・分析・報告書作成費、人件費 等</p> <p>(2) 交付対象としない経費は次のとおりとする。</p> <p>ア 支援拠点となる事務所の借上経費</p> <p>イ 都道府県及び市町村の職員の人件費</p>
--	--	--

<p>(3) 地域の食の絆強化 推進運動事業</p>	<p>地産地消の推進により、地域の活性化を図るため、病院、福祉施設、民間企業（社員食堂に関連する企業等）、学校等の施設給食における地場産農林水産物の利用拡大に向けた指導・助言や生産者側とのニーズ・課題の調整、供給体制の整備等を支援する専門家（以下「コーディネーター」という。）の育成を図るとともに、施設給食側及び生産者側双方のニーズに応じてコーディネーターの派遣を行う取組を実施。なお、次の（1）から（3）までの取組は一体的に実施すること。</p> <p>（1）地産地消の推進に資する情報発信</p> <p>施設給食への地場産農林水産物の利用拡大を始めとした地産地消の取組を促進するため、施設給食側や生産者側等のニーズに応じた課題解決等に向けた取組や優良事例等の情報を、全国へ発信する取組</p> <p>（2）コーディネーター育成</p> <p>コーディネーターを育成するため、地産地消の取組・効果に関する理解を醸成するための研修や、施設給食へ地場産農林水産物を活用した食材を安定的に供給する体制整備等に必要な知見を得るための研修を実施する取組</p> <p>（3）コーディネーター派遣</p> <p>施設給食へ地場産農林水産物を活用した食材を安定的に供給するための体制整備等を支援するため、施設給食における地場産物使用割合等を向上しようとする地域に対して、コーディネーターを派遣する取組</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>ア 情報発信に係る謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費、会場借料 等</p> <p>イ コーディネーター育成に係る謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費、ワークショップ開催費、会場借料、貸切バスの借料 等</p> <p>ウ コーディネーター派遣に係る謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費 等</p>
--------------------------------	--	--

<p>2 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業</p>	<p>都道府県が管轄する地域における地域資源活用・地域連携事業者の経営改善や地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組をサポートするため、以下の（１）から（５）までの取組を実施する。</p> <p>なお、（１）から（３）までの取組は一体的に実施するものとし、（４）又は（５）の取組を実施するに当たっては、（１）から（３）までの取組と併せて行うものとする。</p> <p>（１）都道府県サポートセンターの設置</p> <p>都道府県内に地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進するための支援拠点を設置し、事業全体の責任者である統括企画推進員、支援のコーディネートをを行う企画推進員及び経理責任者を定め、支援対象者等の経営改善戦略の作成及び実行を支援する。</p> <p>（２）地域委員会の開催及び地域プランナーの選定等</p> <p>地域委員会を設置・開催し、次の取組を実施する。</p> <p>ア 地域プランナーによる活動支援に係る方針の検討・作成</p> <p>イ アで作成した活動方針を踏まえた地域プランナーの選定</p> <p>地域プランナーの選定基準については、バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者及び食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化等の特定の専門的な知識、経験を有する者のほか、これらの各分野の課題解決を効率的に行うためにデジタル技術の活用に関する専門的な知識、経験を有する者をそれぞれ選定可能な基準とする。</p> <p>ウ 支援対象者等の決定</p> <p>（３）支援対象者等に対するサポート活動等</p> <p>ア 相談窓口の設置</p>	<p>（１）交付対象経費は次のとおりとする。</p> <p>ア （１）から（３）までの取組を行う場合</p> <p>地域委員会開催に係る委員謝金・旅費等、ウェブサイト構築・運用に必要な手当、実施案内作成費、サポート活動実施に係る地域プランナー謝金・旅費、経営改善状況調査に係る調査票印刷費、集計整理賃金等、事業推進に係る企画推進員手当・旅費等、事業管理運営に係る管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、情報提供費、消耗品費 等</p> <p>イ （４）の取組を行う場合</p> <p>地域資源活用・地産地消推進協議会開催費（講師謝金、講師旅費、資料印刷費等）、交流会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費、開催案内印刷・発送費等）、通信費、消耗品費等</p> <p>ウ （５）の取組を行う場合</p> <p>管理運営費（人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等）、開講実施費（会場費（会場借料、会場等備品、会場整</p>
--------------------------------	---	---

	<p>地域資源活用・地域連携事業体等の各種相談に対応するための相談窓口を都道府県サポートセンターに開設する。相談窓口では、必要に応じて、相談者に対して事業計画の作成に係る助言、国又は地方公共団体の支援制度や取組事例の紹介、六次産業化・地産地消法第5条第1項に規定する総合化事業計画の策定に係る助言等の対応を行う。</p> <p>また、他の事業者等のモデル事例となり得る新規性のある地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組の発掘や、地域委員会における支援対象者等の決定に向けて相談者の事業実態や要望、課題等を直接把握するとともに、支援対象者等に対して適切な支援を行うことができる地域プランナー等とのコーディネートを行う。</p> <p>イ 地域プランナーの派遣 支援対象者等に地域プランナーを派遣する。</p> <p>なお、都道府県サポートセンターによる対応が困難な支援対象者については、中央サポートセンターに中央プランナーの派遣を依頼し、連携して支援対象者への支援を行うものとする。</p> <p>ウ 重点支援対象者への支援 重点支援対象者に対する支援を行うため、中央サポートセンターにエグゼクティブプランナーの派遣を要請する。</p> <p>(4) 都道府県戦略及び市町村戦略の策定等 地域資源活用・地産地消推進協議会により、次の取組を実施する。</p> <p>ア 都道府県戦略の策定 次の(ア)から(ケ)までの項目について規定した都道府県戦略を策定(更新を含む。以下同じ。)又は策定に向けた検討をする。</p> <p>(ア) その区域内の農林漁業及び地域資源の活用や地域の多様な事業者との</p>	<p>理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)、実習に係る損害保険料、通信費、消耗品費等</p> <p>(2) 交付対象としない経費は次のとおりとする。</p> <p>ア 支援拠点となる事務所の借上経費 イ 都道府県及び市町村の職員の人件費 ウ 人材育成研修会の研修生の居住地(自宅及び集合場所等)から研修地(研修生を受け入れる研修先等)までの間の旅費(交通費、宿泊費等)</p>
--	---	---

	<p>連携による価値創出についての現状と課題</p> <p>(イ) (ア)の現状と課題を踏まえた地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等の取組方針</p> <p>(注) 地域内外の多様な事業分野の事業者の参加を得て、農山漁村の地域資源を活用したビジネスモデル創出等に向けて、具体的な取組方針等を記載すること。</p> <p>(ウ) 今後の地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の推進に係る都道府県戦略の定量的な成果目標（地域資源活用・地域連携事業の売上、付加価値額及び地域資源活用・地域連携事業体の数等）</p> <p>(注) 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出としての実績、今後の取組方針等を勘案し、地域内の地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による売上、新商品開発等に取り組む地域資源活用・地域連携事業体の数、新規雇用者数等の目標値及び当該目標値により生み出される地域経済効果（ビジョン）について記載すること。</p> <p>(エ) 地域の特性を生かして地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む上で重点的に活用を図るべき農山漁村の地域資源、当該地域資源を活用して開発及び生産する新商品の種類、当該新商品の販路開拓等の方向性</p> <p>(オ) 育成を図る地域資源活用・地域連携事業体の将来像</p> <p>(注) 新たな法人の設立を通じた育成、異業種事業者の連携による育成、女性の力を活用した育成、デジタル技術を活用した育成等を記載すること。</p> <p>(カ) 都道府県が地域資源活用・地域連携事業体を支援するために行う施策</p>	
--	--	--

	<p>(注) 都道府県の単独事業で支援するもの等を記載すること。</p> <p>(キ) 国等の支援施策の活用方策</p> <p>(注) 必要に応じて記載すること。</p> <p>(ク) 戦略の効果検証及び見直しに関する取組</p> <p>(注) 必要に応じて記載すること。</p> <p>(ケ) (ア) から (ク) までに掲げるもののほか、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進するために必要な事項</p> <p>(注) 必要に応じて記載すること。</p> <p>イ 市町村戦略の策定及び当該戦略に基づく取組等</p> <p>市町村においては、都道府県知事が別表 2 の事項 2 の選定要件の欄の (2) 及び (3) の要件及び第 4 の 2 の (6) の要件に該当すると認める場合に限り、ア、ウ及び (5) の取組を実施することができる。この際、ア及びウにおいて「都道府県」は「市町村」と読み替える。</p> <p>ウ 都道府県戦略に基づく地域資源活用・地域連携事業者と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会の開催</p> <p>(5) 人材育成研修会の開催</p> <p>経営感覚を持って地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値額の増加に取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営及び経営改善、マーケティング、資金調達、障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の雇用促進等に必要な知見を得るための講義や実践的な経験を得るための実習を行う。</p> <p>また、これらの研修等に加え、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値額の増加に向けた取組に係るコスト削減、販路拡大、資</p>	
--	---	--

金調達等を効率的に行うためのデジタル技術の活用に必要な知見を得るための講義、優良事例の紹介、実践的な経験を得るための実習等を行う。

なお、人材育成研修会を実施した場合には、研修受講者等に対し、聞き取りや郵送等により研修の効果や理解度等についてのアンケート調査を行うとともに、都道府県サポートセンターの支援対象者等に積極的に選定し、国等の支援策を紹介するなど、研修受講者による地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値額の増加に向けた取組をサポートするものとする。

別表 2

事項	選定要件	事業実施主体	交付率及び助成額
<p>1 地域資源活用・地域連携中央サポート事業</p> <p>(1) 地域資源活用・地域連携中央サポートセンター運営事業</p>	<p>(1) 次のアからオまでを満たすものであること。</p> <p>ア 支援窓口となる拠点に、事業を的確に遂行するための人員、能力等を有した事務局体制が構築されるものであること。</p> <p>イ 中央プランナー等の選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。</p> <p>ウ 取得した個人情報については、個人情報保護法並びに同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示(以下「告示」という。)及び大臣官房広報評価課長が定めた対応要領に従い、適正に取り扱うこととされていること。</p> <p>また、サポート活動の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。</p> <p>さらに、中央プランナー等がその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、中央プランナー等としての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。</p>	<p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、コンソーシアム及び特認団体</p>	<p>(1) 交付率は定額とする。</p> <p>(2) 上限は、公募要領によるものとする。</p>

	<p>ること。</p> <p>エ 農林漁業者等の個人情報を取得する場合は、個人情報の利用目的を明確にし、取得した個人情報を農林水産省等関係機関と共有すること、支援後の経営改善状況調査等のため、翌年度の事業実施主体に提供する場合があること等について、あらかじめ本人の同意を得ることにより、事業の実施及び調査等に支障を来さない措置が講じられていること。</p> <p>オ 国内に常設する拠点を1か所以上設けていること。</p> <p>(2) 第4の1に掲げる基準に適合すること。</p>		
<p>(2) 地域資源活用・地域連携促進事業(農林水産 地方創生センターの設置等の取組を除く)</p>	<p>第4の1に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、コンソーシアム及び特認団体</p>	<p>(1) 交付率は定額とする。</p> <p>(2) 上限は、公募要領によるものとする。</p>

<p>(3) 地域資源活用・地域連携促進事業のうち、農林水産 地方創生センターの設置等の取組</p>	<p>第4の1に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>都道府県</p>	<p>(1) 交付率は定額とする。 (2) 上限は、1,500万円とする。</p>
<p>(4) 地域の食の絆強化推進運動事業</p>	<p>第4の1に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、コンソーシアム及び特認団体</p>	<p>(1) 交付率は定額とする。 (2) 上限は、公募要領によるものとする。</p>
<p>2 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業</p>	<p>(1) 別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の(1)から(3)までの取組を行う場合にあっては、次のアからオまでを満たすものであること。</p> <p>ア 地域プランナーの選定は、書類審査及び面接により、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価し、決定されるものであること。</p> <p>イ 事業の効果的な実施を図る観点から地域委員会を定期的に行うとともに、地域委員会の開催に当たっては、事業実施主体が当該事業を他の者に全部又は一部委託して行わせる場合であっても、事業実施主体が参加するものであること。</p>	<p>都道府県</p>	<p>交付率は定額とする。</p>

	<p>ウ 取得した個人情報については、個人情報保護法及び告示に従い、適正に取り扱うこととされていること。また、サポート活動の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、地域プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、地域プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。</p> <p>エ 事業を実施する支援対象地域に1か所以上の常設の拠点（支援対象地域における本事業の業務実態を把握している担当者に常時連絡を取ることが可能な事務所等）が設置されていること。</p> <p>オ 農商工系支援組織等や地域の多様な人材との連携体制が構築されていること。</p> <p>なお、関係機関との連携体制は、関係機関と同一の実施組織への委託、関係機関との連携協定の締結や定期的な合同会議の開催等により構築するものとする。</p> <p>(2) 別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の(4)及び(5)の取組を行う場合にあつては、当該取組が、特定の資格取得を目的に実施されるものでない</p>		
--	---	--	--

	<p>こと。また、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等の取組を行う上で実践的な知識の習得に資するものであること。</p> <p>(3) 第4の1に掲げる基準に適合すること。</p>		
--	---	--	--